

子どもの居場所づくり支援事業について

(R2. 2/20 子ども・子育て会議資料)

1 実施理由

近年、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、貧困をはじめとする様々な問題により、子どもの居場所が失われていることから、県内においても、子ども食堂等による子どもの居場所の開設が進んでいます。

このような背景から、本市においても子どもの居場所の開設や運営に対して補助制度を設け、子どもの居場所づくりを行う団体等を積極的に支援し、児童福祉の向上を図ることを目的として実施したいと考えます。

2 事業の概要

子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりを行っている又は開設を希望している団体（学習支援は除く）に対し、事業費や役務費などの運営費や、開設に係る経費（備品購入費）の一部を補助する。

（新規開設時：上限 2 5 0 千円、継続実施時：上限 2 0 0 千円）

3 事業開始予定

令和 2 年 4 月 1 日から実施予定。

4 財政上の措置

令和 2 年度当初予算に 1, 1 5 0 千円要求済。

（内訳）

新規開設：2 5 0 千円×3 か所（開設団体未定）

継続実施：2 0 0 千円×2 か所

（かがやき食事会・三波川ふるさと児童館遊びの学校を想定）

5 今後の事務処理

実施要綱は告示済みのため、3 月議会で当初予算が可決されれば、4 月から運用開始となる。